

入札公告

次のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年9月 日

福井県立高志高等学校長 三田村 正伸

記

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 工事名 高志高等学校 電話交換設備更新工事
- (2) 工事場所 福井県福井市御幸2丁目25-8
- (3) 工事概要 電話交換設備更新 一式
- (4) 工期 令和9年2月26日(工期の設定について、9(3)も参照すること)
本工事は「週休2日工事」の対象工事とする。
- (5) 設計額 5,860,000円(消費税および地方消費税相当分を除く。)
- (6) 入札方式 制限付き一般競争入札(事後審査)
- (7) 総合評価落札方式の適用の有無 無

2 入札に関する事務を担当する機関の名称、所在地等

〒910-0854 福井県福井市御幸2丁目25-8

福井県立高志高等学校

電話番号 0776-24-5175

※電子入札システムの操作に関しては、以下のURLを参照のこと。

<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kanri/manual.html>

3 入札に参加する者に必要な資格

建設工事の種類		電気通信工事
JVにあってはその構成員数		—
業種等級	単体(経常JV含む)	—
	代表者	—
	構成員	—
総合評点等		—
営業所の所在地		福井県内に主たる営業所(※1)を有すること。
施工実績		平成18年度以降において、元請けまたは下請け(共同企業体の構成員としての実績(※2)を含む。)として、次の(ア)の条件を満たす工事の施工実績(下請工事含む。)を有すること。 (ア)建築物に係る新設または改修の構内交換設備工事(※3)を含む工事
配置予定技術者		監理技術者等(※4)(自社と3か月以上の継続的な雇用関係が確認できる者に限る。)をこの工事の現場に配置できること。なお、この工事を落札した場合の契約金額が4,500万円(建築一式工事の場合は、9,000万円)以上となる場合には、専任で配置できること。ただし、建設業法施行令第27条第2項に該当する場合は、この限りではない。 本工事は、建設業法第26条第3項第2号に規定する監理技術者の配置を認める。
その他の技術者		電気通信事業法に基づく工事担当者のうち、総合通信またはAI・DD総合種(AI1種およびDD1種の資格を共に有する者を含む)の資格を有する者を、担当技術者としてこの工事現場に配置できること。
その他		一般競争入札公告共通事項(以下「共通事項」という。)のとおりのこと。 ※1、※4…共通事項の用語解説を参照のこと。 ※2…甲型共同企業体としての実績(経験)は出資比率20%以上の構成員としてのもの、乙型共同企業体としての実績(経験)は各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。 ※3…「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)令和7年度」の第6編(通信・情報設備工事)第1章第6節(構内交換装置)で規定する機材を設置する工事

4 工事の主たる部分の明示について

工 種	左記のうち特殊工事とする工種(工法)
構内交換設備の性能および動作の確認	

- ・上記に記載する工種は下請に付すことはできないものとする。
ただし、特殊工事とする工種(工法)については、この工事に係る入札に参加していない者(*5)に限り下請に付すことができる。
 - ・上記に記載する工種に含まれる附帯工事、仮設工、準備工、雑工その他基礎的または準備的な工事は下請に付すことができる。
 - ・上記に記載する工種の中に、3の建設工事の種類と異なる部分が含まれる場合は、当該部分をこの工事に係る入札に参加していない者(*5)に限り下請に付すことができる。
 - ・不明な点がある場合は、7の入札手続等の設計図書および入札公告に関する質問の受付期限までに質問を行い、事前に確認すること。
- *5…共同企業体として参加した場合は、その構成員すべてがこの工事に係る入札に参加した者とする。

5 入札参加資格確認申請時の提出資料

以下の書類を提出すること。なお、資料の作成は入札情報サービスシステムにおいて、この入札公告とともに掲載されている様式を使用すること。

- ① 入札参加資格確認申請書(電子入札システムによる。)
- ② 入札参加資格確認資料
「提出資料一覧(資格確認)」を参照のこと。

6 工事費内訳書の提出

電子入札システムを使用して送信する方法により、入札書と同時に工事費内訳書を提出すること。
(一般競争入札公告共通事項の7および工事費内訳書提出要領(工事内訳書提出・確認)を確認すること。)

※工事費内訳書は次の要件を満たすものでなければなりません。

- ・入札書の金額と一致するものであること
- ・発注機関が閲覧に供する設計図書に記載する「費目・工種・施工名称」と同一の費目・工種・施工名称を明らかにした内訳により見積もったものであること
- ・工事費内訳書の金額や費目・工種・施工名称に誤りがないこと
- ・材料費、労務費、法定福利費の事業主負担額、建退共制度の掛金、安全衛生経費が明示されていること
- ・法定福利費の算出方法は下記ホームページを参考。

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000080.html

(入札が無効となる場合の例)

- ・入札書の金額と工事費内訳書の合計金額が違うとき
- ・工事費内訳書の合計金額が、費目・工種・施工名称の各項目の金額の集計額と違うとき
- ・費目・工種・施工名称や金額の全部または一部が記載されていないとき
- ・内訳明細表の提出が必要である場合に、その提出がないとき

※工事費内訳書の作成に当たっては、入札情報サービスシステム(PPI)にて掲載している工事設計書(Excel様式)を活用すること。

7 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
設計図書等の閲覧期間	令和8年9月29日(火) 午前9時から 令和8年10月12日(月) 午後4時まで	電子閲覧とする
設計図書および入札公告に関する質問の受付期限	令和8年10月8日(木) 午後4時まで	共通事項4のとおり
設計図書および入札公告に関する質問に対する回答の閲覧期限	令和8年10月12日(月) 午後4時まで	電子閲覧とする
入札期間(工事費内訳書を同時に提出)	令和8年10月13日(火) 午前8時30分から午後5時まで 令和8年10月14日(水) 午前8時30分から午後4時まで	共通事項6のとおり
開札日時	令和8年10月15日(木) 午前10時00分	電子入札システムによる
入札参加資格確認申請書等の提出期間	令和8年10月15日(木) 午後1時から午後5時まで 令和8年10月16日(金) 午前8時30分から午後4時まで	共通事項3のとおり
入札参加資格確認申請書等の提出に係る相談受付期間 *6	設計図書等の閲覧期間開始日時 から 入札参加資格確認申請書等の提出 期間終了日時の1時間前まで	入札に関する事務を担当する機関に電話、 メール等により行うこと

*6 相談受付期間締切間際には、入札参加資格確認申請書等の提出期間の締切までに回答できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。余裕をもった対応をお願いします。

8 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをし、かつ入札参加資格があると認められた者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

なお、落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記入すること。

9 その他

(1) 1から8までに定めるもののほか、この入札に関し必要な事項は、次に掲げる要領等に定めるところによるので、入札参加者は、次の要領等を熟読の上、これらを遵守すること。

- ア 制限付き一般競争入札実施要領
- イ 制限付一般競争入札(事後審査型)実施要領
- ウ 一般競争入札公告共通事項
- エ 最低制限価格制度実施要領
- オ 福井県電子入札運用基準
- カ 福井県建設工事等電子入札運用要領
- キ 電子入札に関する取扱いについて
- ク 工事入札心得(電子入札用)
- ケ 福井県工事請負契約約款
- コ 工事費内訳書提出要領(工事内訳書提出・確認)
- サ 福井県建設工事元請下請関係適正化指導要綱
- シ 福井県建設工事における週休2日実施要領
- ス 福井県土木部所管建設工事に係る余裕期間制度(フレックス方式)試行要領
- セ 福井県土木部におけるICT活用工事試行要領

(2) (1)の要領等は、下記ホームページ等に掲載されているので、確認すること。

<http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kanri/mitoosi.html>

※一般競争入札公告共通事項は、入札情報サービスシステムにおいても掲載しているため、熟読すること。

(3) 工期が下記に掲げる期間と重なる場合は、契約時において、下記の日数を追加した工期とする。

- ・年末年始(12月29日～1月3日)のうち、土日を除く日数
- ・春または秋の大型連休期間(4月29日～5月6日、9月15日～9月24日)のうち土日を除く 祝日の日数
- ・お盆休み(8月13日～8月16日)のうち、土日を除く日数

(4) 本件は電子契約の対象である。電子契約を希望する場合は、入札参加資格確認申請時に「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を提出すること。

(5) 最低制限価格(税込)の設定方法は以下のとおりとする。

(最低制限価格制度実施要領第5条関係)

算定式: 直接工事費の100%の額、共通仮設費の90%の額、現場管理費の90%の額および
一般管理費の68%の額の合計額に消費税10%を加算した額

設定範囲: 予定価格の80%～94%の範囲

提出資料一覧(資格確認)

(入札参加資格確認)

関係様式番号	提出資料	チェック	提出方法		備考
			電送	郵送、持参	
様式第2号	同種同程度の工事の施工実績(様式第2号)	☐	●	●	(公告で掲げる参加要件を満たすか確認するため)
	工事の施工実績を確認するための資料(コリンズの登録内容確認書または契約書および図面の写し等)	☐	●	●	
様式第3号	配置予定の現場代理人および監理技術者等の資格、経歴、経験等(様式第3号)	☐	●	●	(配置予定技術者等を確認するため)
	監理技術者等の施工経験を確認するための資料(コリンズの登録内容確認書等)	☐	●	●	(他の様式の添付書類と重複する場合、省略可)
	監理技術者等の資格を確認するための資料(資格者証の写し等)	☐	●	●	
	自社と3ヶ月以上の雇用関係を確認するための資料(住民税特別徴収税額通知書の写し等)	☐	●	●	※雇用期間を確認できる書類を提出すること。(雇用証明書には、雇用期間を記載すること)
	別紙「誓約書」およびこの工事の契約工期の開始日までに重複関係が解消できることを証明する書類	☐	●	●	この入札の審査基準日において、他の工事の監理技術者等として配置されている等の理由により、この工事に配置することができない者を監理技術者等として申請する場合に、提出すること。
	経營業務管理責任者、営業所技術者等の一覧表(任意様式)	☐	●	●	
(建設業法第26条第3項第2号に規定する監理技術者の配置用)	建設業法第26条第3項第2号に規定する監理技術者の配置に関する届出書(様式あり)	☐	●	●	建設業法第26条第3項第2号に規定する監理技術者を配置する場合に提出すること。
	監理技術者補佐の資格を確認するための資料(資格者証の写し等)	☐	●	●	
	自社と3ヶ月以上の雇用関係を確認するための資料(住民税特別徴収税額通知書の写し等)	☐	●	●	(監理技術者補佐の雇用関係を確認するため)
	建設業法第26条第3項第2号に規定する監理技術者が兼務する工事を確認するための資料(コリンズの登録内容確認書等)	☐	●	●	(他の様式の添付書類と重複する場合、省略可)
	建設業法第26条第3項第2号に規定する監理技術者の配置に関するチェックリスト(様式あり)	☐	●	●	
様式第3号の3	誓約書(様式第3号の3)	☐	●	●	(資本的・人的関係がないこと等の確認のため)
様式第3号の4 その1	(単体用)電子契約同意書兼メールアドレス確認書(様式3号の4その1)	☐	●	●	電子契約を希望する場合のみ提出

○提出した資料をチェックしてください。

○提出方法については、「●」がついた方法により提出してください。

○「電送」とは、電子入札システムを使用して送信する方法により提出を行うことをさします。

○当該提出資料一覧(資格確認)は必要提出書類ではありませんが、入札参加資格確認申請書類と合わせて提出するようにしてください。

【建設業法第26条第3項第2号に規定する監理技術者を配置する場合に提出】

建設業法第26条第3項第2号に規定する監理技術者の配置に関する届出書

令和 年 月 日

発注機関の長 様

住 所：
商号または名称：
代表者名：

建設業法第26条第3項第2号の規定の適用を受ける監理技術者および監理技術者を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）の配置について、以下のとおり届出します。

工 事 名	
当該工事現場に配置する 建設業法第26条第3項第2号 に規定する監理技術者の氏名	
当該工事現場に専任配置する 監理技術者補佐の氏名	
建設業法第26条第3項第2号 に規定する監理技術者が兼務す る工事の名称および施行場所等	工 事 名：
	施工場所：
	発注機関名：

（添付書類）

- ① 監理技術者補佐の資格が確認できる書類（資格者証、免許証など）の写し
- ② 監理技術者補佐と直接的かつ3ヶ月以上の雇用関係が確認できる書類の写し
- ③ 建設業法第26条第3項第2号に規定する監理技術者が兼務する工事のコリンズ等の写し
- ④ 建設業法第26条第3項第2号に規定する監理技術者の配置に関するチェックリスト（別紙様式）

建設業法第26条第3項第2号に規定する監理技術者の配置に関する チェックリスト

※ 建設業法第26条第3項第2号に規定する監理技術者を配置する場合、本チェックリストを「建設業法第26条第3項第2号に規定する監理技術者の配置に関する届出書」に添付して提出すること。

工事名：

商号または名称：

	要 件	確認欄
①	本工事が建設業法第26条第3項第2号の適用を受ける（兼務を認める）工事であることを入札公告および特記仕様書で確認した。	☐
②	建設業法第26条第3項第2号に規定する監理技術者が兼務する工事現場が同一市町内または相互の距離が概ね10km以内である。	☐
③	建設業法第26条第3項第2号に規定する監理技術者が兼務する工事数は本工事を含め同時に2件である。	☐
④	建設業法第26条第3項第2号に規定する監理技術者は、本工事の施工における主要な会議への参加、現場の巡回および主要な工程の立会等の職務を適正に遂行することができる。	☐
⑤	建設業法第26条第3項第2号に規定する監理技術者が兼務する工事それぞれに、監理技術者補佐を専任で配置することができる。	☐
⑥	監理技術者補佐は、主任技術者の資格を有する者のうち一級施工管理技士補の資格を有する者または一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者である。	☐
⑦	監理技術者補佐とは直接的かつ3ヶ月以上の雇用関係がある。	☐
⑧	建設業法第26条第3項第2号に規定する監理技術者と監理技術者補佐は常に連絡が取れる体制である。	☐
⑨	監理技術者補佐が行う業務について発注者に説明できる。	☐
⑩	建設業法第26条第3項第2号に規定する監理技術者が兼務する本工事以外の工事発注機関から、兼務について了解を得ている。	☐